

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 （ 監査結果報告書の記載内容 ）	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 （または未措置の理由など）
1	生涯学習課	措置済	【準公金の管理について】 本市が管理する準公金については、公金に準じた注意義務をもって、適正な会計事務を行う必要があることをこれまで指導してきたところであるが、収入調書、支出調書などの文書が作成されていないものが認められた。	定期監査	指摘内容に基づき、適正に会計事務を行うため、収入調書及び支出調書などの文書作成を徹底した。
2	障がい福祉課	措置済	【自動更新条項を設定した複数年契約について】 自治法第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されており、後年度の予算の裏付けなしに後年度の契約を約束する自動更新条項を設けることはできないこととなっている。 一般的に複数年度にまたがる契約を行う場合は、自治法第214条により予算で債務負担行為を設定するか、自治法第234条の3による長期継続契約とするか、いずれかの方法によることとなる。 また、長期継続契約の運用は「長期継続契約事務要領」において①物品借り入れ契約において原則5年以下、②役務の提供を受ける契約において原則5年以下とされている。 過去の監査において、いわゆる自動更新条項を用いた契約について再三指摘し、改善を求めてきたところである。 このような中、平成30年に医療機関と締結した「医療支援協力に関する覚書」は7年間、平成15年に地区自治会と締結した「公園管理に関する契約書」は23年間といずれも「原則5年以下」を超過して契約を継続していた。	定期監査	平成30年に締結した内容については、令和6年3月31日をもって終了していることを双方で確認し合意を得た。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 （ 監査結果報告書の記載内容 ）	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 （または未措置の理由など）
3	建築住宅課	措置済	【自動更新条項を設定した複数年契約について】 自治法第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されており、後年度の予算の裏付けなしに後年度の契約を約束する自動更新条項を設けることはできないこととなっている。 一般的に複数年度にまたがる契約を行う場合は、自治法第214条により予算で債務負担行為を設定するか、自治法第234条の3による長期継続契約とするか、いずれかの方法によることとなる。 また、長期継続契約の運用は「長期継続契約事務要領」において①物品借り入れ契約において原則5年以下、②役務の提供を受ける契約において原則5年以下とされている。 過去の監査において、いわゆる自動更新条項を用いた契約について再三指摘し、改善を求めてきたところである。 このような中、平成30年に医療機関と締結した「医療支援協力に関する覚書」は7年間、平成15年に地区自治会と締結した「公園管理に関する契約書」は23年間といずれも「原則5年以下」を超過して契約を継続していた。	定期監査	指摘のあった事項について、令和8年4月1日に、地区自治会と自治法第234条の3による長期継続契約（3年）を交わした。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【 要 旨 】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
---------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
4	障がい福祉課	措置済	【指定管理基本協定書について】 本市は指定管理者に公共施設の管理を行わせるにあたり基本協定書を締結している。 監査において、複数の施設の基本協定書において廃止条例（「三木市個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）」）が引用された条文が認められた。	定期監査	基本協定を締結している指定管理者と協議を行い、基本協定書の「三木市個人情報保護条例（平成12年三木市条例第5号）」については、「三木市個人情報保護法施行条例（令和4年三木市条例第24号）」と読み替えることについて、合意を得た。 次回以降、同類の基本協定書等において同様の事例が起きないように課内で周知徹底を行った。
5	生涯学習課	措置済	【指定管理基本協定書について】 本市は指定管理者に公共施設の管理を行わせるにあたり基本協定書を締結している。 監査において、複数の施設の基本協定書において廃止条例（「三木市個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）」）が引用された条文が認められた。	定期監査	基本協定を締結している指定管理者と協議を行い、基本協定書の「三木市個人情報保護条例（平成12年三木市条例第5号）」については、「三木市個人情報保護法施行条例（令和4年三木市条例第24号）」と読み替えることについて、合意を得た。 次回以降、同類の基本協定書等において同様の事例が起きないように課内で周知徹底を行った。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【 要 旨 】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
---------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
6	生涯学習課	措置済	【単価契約の締結方法について】 単価契約の予定価格は、契約時に契約総量が決まるものと決まらないものがあり、契約総量が決まるものは、その総額（＝単価×契約総量）が、決まらないものは単価が予定価格となる。 また、役務の提供を受ける随意契約の場合、見積書徴取は原則として2人以上の者であり、例外として予定価格が5万円未満の場合は1人としてすることができる（契約規則第20条）。 ピアノの調律単価契約において、契約時に契約総量が決まっており、予定価格（＝単価×ピアノ台数）が5万円を超えるにも関わらず、単価を予定価格と誤認し、1人の見積書で契約していた。	定期監査	令和8年3月16日付事務連絡「財務会計研修（基本編）の開催について（財政課長・会計室長）」の研修資料等を基に、所属職員に対して、単価契約の締結方法に関する再確認を行い、適正な契約事務の徹底を図った。
7	危機管理課	措置済	【支出事務について】 物品の購入代金を支出しようとするときは、財務規則第50条に定めるとおり、債権者から提出された請求書とともに債務の履行を確認したことを証する書類を添えて支出負担行為兼支出命令書又は支出命令書により決定することとされている。 監査において、物品の納入された日と債務の履行を確認した日（検査日）に2日の相違がある事案が確認された。	定期監査	令和8年2月20日付事務連絡「適正な支出事務等の徹底について（財政課長・会計室長）」等により、所属職員に対して、下記事項に関する再確認を行い、適正な支出事務の徹底を行った。 1 三木市財務規則第50条 2 納期管理の徹底 3 適正な検収の実施 4 支払い期限の遵守

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
8	農業振興課	措置済	【休暇の付与について】 「看護等休暇」の取得は、職員の勤務時間等に関する条例第18条の3第2号（会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則第20条第2号）に基づき「子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典）」に参加する場合に認められる。 看護等休暇の付与において取得事由に該当しない行事で休暇を与えている事案が認められた。 また、忌引休暇の取得は、職員の勤務時間等に関する条例施行規則第13条に基づき、「死亡の事実を証するに足る書類」を提出しなければならないにも関わらず、対象職員に証明書類を提出させず休暇を付与している事案が認められた。	定期監査	令和8年2月27日付総務部長通知「適正な休暇付与の徹底について」により、所属職員に対し、休暇制度について再確認するとともに、適正な休暇取得の徹底を図った。
9	建築住宅課	措置済	【休暇の付与について】 「看護等休暇」の取得は、職員の勤務時間等に関する条例第18条の3第2号（会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則第20条第2号）に基づき「子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典）」に参加する場合に認められる。 看護等休暇の付与において取得事由に該当しない行事で休暇を与えている事案が認められた。 また、忌引休暇の取得は、職員の勤務時間等に関する条例施行規則第13条に基づき、「死亡の事実を証するに足る書類」を提出しなければならないにも関わらず、対象職員に証明書類を提出させず休暇を付与している事案が認められた。	定期監査	実家の父親が亡くなったことによる忌引き休暇の取得に際し、喪主でもなく、家族葬のため会葬礼状等の書類もないとの事であった。指摘を受け、何か証明できるものがないか再度確認したところ、葬儀場が発行している葬儀証明書があり、それを「死亡の事実を証するに足る書類」とした。令和8年2月27日付「適正な休暇付与の徹底について（通知）」にて確認書類等が明記されたため、以後その内容に従い対応する。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 （ 監査結果報告書の記載内容 ）	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 （または未措置の理由など）
10	障がい福祉課	措置済	【電子決裁について】 令和6年度から運用を開始した文書管理システムにおいて、電子決裁の起案にあたっては、従来の文書決裁と同様に「開示区分」「保存期間」を入力する仕様となっている。 地域活動支援センター補助金など、複数の交付決定に係る電子決裁において「開示区分」に「開示」又は「部分開示」とすべき文書が「不開示」で処理されていた。 また、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条には補助金で取得した太陽光発電設備の処分制限期間を17年と定め、期間内で資産を処分する場合は市長の承認を受けなければならないと規定しているにも関わらず、交付決定に係る電子決裁において「保存期間」は5年で処理されていた。	定期監査	指摘のあった文書決裁及び関連する決裁において開示区分の確認を行い、「不開示」から「部分開示」に修正を行った。 今後、同様の事案が発生しないように、課内で開示区分の運用について課内で周知徹底を行った。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
11	環境政策課	措置済	【電子決裁について】 令和6年度から運用を開始した文書管理システムにおいて、電子決裁の起案にあたっては、従来の文書決裁と同様に「開示区分」「保存期間」を入力する仕様となっている。 地域活動支援センター補助金など、複数の交付決定に係る電子決裁において「開示区分」に「開示」又は「部分開示」とすべき文書が「不開示」で処理されていた。 また、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条には補助金で取得した太陽光発電設備の処分制限期間を17年と定め、期間内で資産を処分する場合は市長の承認を受けなければならないと規定しているにも関わらず、交付決定に係る電子決裁において「保存期間」は5年で処理されていた。	定期監査	指摘のあった事項について、電子決裁文書の内容を修正した。ただし、システムにおいて保存期間17年間は選択できないことから、保存期間を30年間としており、適切な時期に廃棄する。 また、環境政策課の他の電子決裁文書についても、三木市文書取扱規程に基づき一斉点検を実施したところ、保存期間の誤りが指摘事項とは別に10か所ありデータの修正を行った。 今後は、決裁時に内容の精査だけでなく、文書取扱主任において保存期間が規程に則しているかを独立したチェック項目として定めるとともに、課内研修を行い、再発防止に努める。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
-------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
12	学校教育課 (豊地小学校)	措置済	【準公金の取扱いについて】 学校が教育活動のため、校長の承認のもとに保護者等から徴収する学校徴収金（公費以外の一切の私費）の取扱いについては、県の取扱いにならった三木市立学校園徴収金事務取扱要綱が定められており、学校はその取扱要綱に従って運用することとなっているが、以下の不適切な事案が認められた。 ・卒業アルバム会計について 6年生の学年会計を年度末に精算した後、PTAが製作する卒業アルバムの代金支払のため、別に保護者負担金の徴収及び支出を行っており、その入出金の際に必要な調書の作成等の事務が適切に実施されていないことが確認された。	定期監査 (学校)	令和8年度からは、卒業アルバム作成業者と調整の上、年度内（3月末まで）に卒業アルバムの代金を確定・徴収し、支払を完了させ、年度をまたぐことのないようにする。 年度内にこの対応ができない場合には、年度末に支払代金を保護者へ全額返金し、その後の徴収や支払についてはPTAに委任することとする。
13	学校教育課 (豊地小学校・三木特別支援学校)	措置済	【寄附金の取扱いについて】 学校は市が設置した教育機関である。学校に持ち込まれた寄附金は寄附採納手続を行った上で、財務規則に定める調定決議書により調定を行い、納付書で収入する必要があるが、これらの手続を経ず、学校で管理する校長名義の金融機関の通帳に保管されていた。 また、現金の寄附申込の承諾は、副市長の職務権限であるにも関わらず、校長が承諾していた。	定期監査 (学校)	令和8年度からは、基本的に寄附金（現金）の受領を辞退する。 なお、受領する場合においても、市の財務規則に定める手続を経て、適切に行うこととする。 また、同様の事案が他の学校で起きないように全ての学校に周知した。

令和7年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和8年9月1日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【 要 旨 】	措置済： 15件 未措置： 0件 未報告： 0件
---------	--

No	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
14	学校教育課 (豊地小学校・三木特別支援学校)	措置済	【学校に保管されてきた寄附金について】 上記の取扱いを行なった結果、過去に公金として歳入せず、学校に保管されてきた寄附金は、校長から校長へ引き継がれているが、寄附された目的、収入したあとの管理状況は不明な点が多く、長年にわたって不適切な保管が継続されていた。	定期監査 (学校)	これまで学校に保管されてきた寄附金は、市に納付するなどして全額を清算し、学校が保管する現金をなくす。 また、同様の事案が他の学校で起きないように全ての学校に周知した。
15	財政援助団体 (高齢福祉課)	措置済	【法令改正に伴う定款の変更について】 定款第40条、第41条で引用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）が令和7年4月1日付けで改正され、引用条項に号ずれが生じている。また、定款第37条で引用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）も令和7年4月1日付けで改正され、引用条項が削除されている。 そのほかにも、公益法人会計基準の見直しに伴い「正味財産増減計算書」が「活動報告書」に改められるなど定款の変更が必要となっている。法人内で検討の上、定款変更の進められたい。	財政援助団体 等監査	公益法人会計基準の見直し及び法令改正に伴う定款の変更をあわせて実施する。（令和10年度までに）